

南信州圏域に「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します

令和 3 年 1 月 14 日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

南信州圏域においては、11 月 24 日に感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近 1 週間（1 月 7 日～1 月 13 日）の新規陽性者は南信州圏域で 34 人となっており、人口 10 万人当たり 22.02 人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル 4 に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や感染経路不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、南信州圏域の感染警戒レベルをレベル 4 に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

南信州圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願いを遵守してください。

3 南信州圏域における県の対策強化について

南信州圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。南信州圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力ください。

(なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和 2 年長野県条例第 25 号) 第 5 条に基づく感染症対策として実施するものです。)

(事業者の皆様へのお願い)

- ① 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ② オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします
(クラスター対策の徹底)
- ③ クラスター対策のさらなる徹底を行います

① 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

南信州圏域の事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

② オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている従業員数が通常より少なくなるよう努めてください。

③ クラスタ対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施します。

また、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組み、そのために必要が生じた場合は、南信州圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

(参考)

感染警戒レベル5の市町 5市町

小諸市、佐久市、軽井沢町、
御代田町（佐久圏域）、
松本市（松本圏域）

感染警戒レベル4の圏域 5圏域

佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、
南信州圏域、松本圏域

感染警戒レベル3の圏域 5圏域

上伊那圏域、木曾圏域、
北アルプス圏域、長野圏域、
北信圏域

■ …… 感染警戒レベル5の市町

■ …… 感染警戒レベル4の圏域

■ …… 感染警戒レベル3の圏域

